

案

議案第 号

職員の政治的行為の制限に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第36条第2項第5号の条例で定める政治的行為を定めるとともに、職員（同条の規定の適用を受ける職員に限る。以下同じ。）の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で定める政治的行為)

第2条 法第36条第2項第5号の条例で定める政治的行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること
- (2) 賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を国家公務員又は本市の公務員に与え、又は支払うこと
- (3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること
- (4) 多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること
- (5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること
- (6) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しく

は聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること

(7) 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること

(8) 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること

(9) 勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること

(10) 何らの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること

(本市の区域外から行う政治的行為)

第3条 職員が法第36条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域（当該職員が区に勤務する者であるときは、当該区の所管区域。以下同じ。）外から本市の区域内にあてて行った場合は、当該政治的行為は本市の区域内において行われたものとみなす。

(懲戒処分)

第4条 任命権者は、職員が法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、「地方公務員の政治的行為に関する質問主意書」（平成24年6月11日提出 質問第288号）に対する国会法（昭和22年法律第79号）第75条第2項の規定による内閣の答弁の趣旨を踏まえ、当該職員に対し原則として懲戒処分として免職の処分をする等の必要な措置を公正かつ厳格に行うものとする。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

平成24年 月 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。